

使用料・手数料の  
見直しについて

《素案①》

平成21年〇月〇日

茨 木 市

# 目 次

## 第1章 使用料について

- 1 基本的な考え方
- 2 使用料算定の施設区分について
- 3 原価について
- 4 負担割合
- 5 使用料の算定
- 6 減額・免除等

## 第2章 手数料について

- 1 基本的な考え方
- 2 原価について
- 3 手数料の算定
- 4 減額・免除

## 第3章 最後に

- 1 事務の簡素化、効率化
- 2 市民への説明責任
- 3 指定管理者制度導入施設
- 4 定期的な見直し

## 資料編

- 1 使用料改定案一覧
- 2 手数料改定案一覧
- 3 免除・減額団体一覧
- 4 使用料原価計算一覧表
- 5 手数料原価計算一覧表

## 第1章 使用料について

### 1 基本的な考え方

使用料の算定にあたっては、この「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税金を負担する納税者」のどちらの市民も納得できるように、適正な負担とは何かという視点で、明確で統一的な基準を設ける必要があります。

そこで、使用料は、次の算定式により求めることとします。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

「原価」とは、公の施設の管理運営にあたって必要となる人件費や光熱水費などのコストを言います。また、「負担割合」とは、原価のうち、どこまでを税金で、どこまでを受益者の負担とするのかを設定するものです。

### 2 使用料算定の施設区分について

使用料の算定にあたっては、原則として、各施設単位で原価及び負担割合を算定します。ただし、市内各所に複数設置されている施設や、どの施設でもサービス内容が同じの貸室やホールについては、施設ごとではなく、まとめて区分します。

### 3 原価について

#### (1) 原価計算の基本的な考え方

使用料の算定の基準となる原価は、施設の建設からサービスの提供に至るまでの間に要する全ての経費の中で妥当と思われる経費を基本に算定します。

施設の整備・運営に要する経費としては、維持管理費、職員人件費、用地取得費、建物建設費（減価償却費を含む）等がありますが、こうした各種の経費のうち、公費で負担する範囲と受益者の負担とする範囲の考え方を次のとおりとしました。

#### (ア) 公費で負担する範囲

公の施設は、「市民全体の財産」であり、市には誰もが利用できる施設環境の整備が求められています。そうしたニーズに応え、市ではこれまで多くの施設を建設してきており、「市民全体の財産」の整備に係る部分については、全ての市民に利用の機会を提供する観点から、税で負担すべきものと考えます。

そこで、施設の建設に要する、用地取得費、建物建設費（減価償却費を含む）等の資本的経費については、公費で賄う範囲としました。

#### (イ) 受益者負担の範囲

受益者負担とは、利用者の受益に応じた負担を求めるものであることから、市民が日常的に利用する部分に要する経費を受益者負担の範囲とすることが妥当であると考えます。そのため、各施設で催される各種イベントにかかる経費を除いた「職員人件費」と「維持管理費」を受益者負担の範囲とし、これを統一的な「基本算定基準」として原価を計算しました。

＜公費負担の範囲＞

用地取得費 建物建設費（減価償却含む）  
維持管理費（大規模修繕費・備品購入費）

＜受益者負担の範囲＞

職員人件費 維持管理費

(2) 原価計算の方法

① 原価の算出

原価 = 各施設（種別）の1㎡あたりの時間単価 × 貸出面積

各施設（種別）の1㎡あたりの時間単価  
= 1㎡あたりに要する年間経費（受益者負担経費／総貸出面積）  
／年間開館時間

② 施設種別による分類

使用料算定にあたっては、「1㎡あたりの時間単価」を設定する施設と「その他」の施設に分類しました。このうち、「1㎡あたりの時間単価」を設定する施設については、各種公共施設の機能に着目して、ほぼ同一の機能を持つ施設ごとに、①ホール、②会議室等、③地域集会施設、④体育館、⑤斎場の5種別に分類します。

各種別ごとの「1㎡あたりの時間単価」は、次のとおりです。

種 別	時間単価	施設例
① ホール	●.●円	市民会館大ホール、福祉文化会館文化ホール
② 会議室等	●.●円	市民会館会議室、福祉文化会館会議室
③ 地域集会施設	●.●円	コミュニティセンター、いのち・愛・ゆめセンター
④ 体育館	●.●円	中央体育館、福井体育館
⑤ 斎 場	●.●円	告別式場、控え室

③ 1㎡あたりの時間単価の設定が適当でない施設の取扱い

原則として、上述の算定式により原価を算定しましたが、1㎡あたりの時間単価を算出することが適当でない施設については、「その他」として、施

設ごとの状況を勘案し、個別に単価を設定します。

1面当たりの単価：庭球場、運動広場など

1件当たりの単価：市営葬儀、文化財資料館入館料など

## 4 負担割合

### (1) 負担割合の基本的な考え方

負担割合とは、公の施設の管理運営に要するコストのうち、どこまでを税金の負担、どこまでを受益者の負担とするのかを設定するものです。

本来、施設サービスを利用した場合、その利用に必要なコストは、全て受益者が負担することが原則です。しかし、公園などのように、市民生活に必要不可欠な施設で、行政が責任を持って提供する必要がある施設については、受益者からではなく、全て税金で負担するほうが望ましい場合もあります。また、体育館などのように、人によって必要性が異なる施設は、必ずしも行政が提供しなければならないものではありませんが、市民の健康増進や文化振興等の観点から、税金で一定の負担を行い、利用者の負担を軽くすることにより、利用を促進することが妥当な場合もあります。

このように、施設の種類によって、行政が責任を持つ必要性の度合いが異なることから、施設の性質に応じて、施設ごとに負担割合を設定することとします。

### (2) 負担割合の設定

各施設の負担割合は、「受益者100%」を原則としたうえで、当該サービスの内容が「基礎的か選択的か」、「民間でのサービス提供の有無」などを勘案し、下記のとおり分類します。

区分	施設の内容	公費	受益者	民間	基礎的 選択的
1	民間で実際にサービスが提供されている施設	0%	100%	有	選択的
2	民間でも提供されているが、行政としてその補完が必要な施設	25%	75%	↑	↑
3	民間では提供されにくく、人によって必要性が異なる施設	50%	50%		
4	健康の増進や地域活動の推進など、一定の公共性がある施設	75%	25%		
5	市民が社会生活を営む上で必要な生活水準を確保するための施設や教育を補完する施設など、市が提供すべき施設	100%	0%	無	基礎的

※ 基礎的か選択的かの区分

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされる、ライフステージごとに社会的に提供すべきサービスを基礎的、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための、人によって必要性が異なるサービスを選択的とし、その程度に応じて分類します。

## 5 使用料の算定

### (1) 使用料の算定

使用料の算定にあたっては、「1 基本的な考え方」で述べたように、次の計算式で計算します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{負担割合}$$

ただし、一部の使用料については、この方式によらないほうが適当な場合がありますので、下記については、別の方式により、算定します。

- ① 法令等で無料と定められている施設  
小・中学校、図書館など
- ② 法令等により算定方法が定められている使用料  
市営住宅使用料、太陽の里利用料、障害福祉会館利用料など
- ③ 府内や北摂での統一料金  
道路占有料
- ④ 懇談会等の答申により算定している施設  
幼稚園保育料、水道使用料、下水道使用料など

### ○ 現在、条例上無料としている施設の有料化

障害福祉会館、障害福祉センター（貸室）、青少年センターについては、新たに使用料を設定し、一般の使用を認めるものとします。

老人福祉センターについては、部屋利用の考え方には似つかわしくないことから、利用者から施設の利用料を徴収するものとします。ただし、老人福祉法第20条の7の規定により、低額な料金設定とします。

以下次のような項目について、記述するかどうかを検討します。

- (2) 端数処理について
- (3) 利用者区分等の設定  
子ども料金、団体割引、市民以外の割増、営利目的の割増、平日・昼間料金
- (4) 激変緩和措置
- (5) 付帯設備について

## 6 減額・免除等

### (1) 基本的な考え方とこれまでの経緯

減額・免除制度は、社会的な弱者や政策的な配慮に基づいて実施するもので、「受益者負担の原則」の例外として、あくまでも限定的・特例的に行われるものです。

本市においては、これまで、高齢者や障害者への配慮や、各種団体活動への財政的な支援を行うことを目的に行われてきましたが、減額・免除する理由が拡大的に解釈されたり、他の施設で減額・免除の適用を受けた団体を当該施設においても画一的に適用するなどの事例が多く見受けられました。

これらの状態を是正し、適正な制度へと導くために、基準の明確化及び団体の整理を行います。

## (2) 減額・免除制度の対象から除外する施設

減額・免除の制度は、特定の設置目的をもった施設において、その利用者の経済的支援、利用促進を図る目的で設けているものですが、広く市民の利用に供する施設については、減額・免除制度の対象から除外します。

## (3) 減額・免除制度の基準

## ① 庁内各施設の共通事項(10割)

## ○ 市・市の機関が使用する場合

※ 後援、協賛、協力等は適用外

※ 指定管理者制度において、利用料金制を実施している場合は、指定管理者制度導入の趣旨及び指定管理者の歳入確保の観点から、市・市の機関であっても免除しません。

## ○ 当該施設の指定管理者が使用する場合

## ② 特定の施設における団体の利用に応じた事項(10割)

障害者施設など、その施設が特定の設置目的を有し、当事者団体等が利用する場合は、市の施策の推進や福祉の向上に資することから、使用料を免除します。(ただし、公平性の観点から同じ団体が複数回利用する場合は、利用の制限も可能とします。)

## ③ 市長が特に必要と認める事項(5割)

施設運営の実態からみると、上記を原則とはするものの、想定できない使用があることから、真にやむをえない場合のみ適用するものとし、市長までの決裁を仰ぐものとします。

## (4) 個人利用にかかる減額・免除の取り扱い

個人利用に係る減額・免除の取り扱いは、平成14年の見直しにおいて次の基準のとおりとしました。公的扶助受給者や障害者については、これまでどおり制度の適用が必要ですが、高齢者については、高齢化に伴い年齢の見直しを検討します。

## ◎ 免除又は減額の基準

ア 公的扶助を受けている者が使用するとき。

イ 障害者(介助者1人を含む)が使用するとき。

ウ 高齢者が使用するとき。

エ 幼児、小学生、中学生が使用するとき。

オ その他市長が適当と認めるとき。

## ◎ 免除又は減額の区分

使用目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択します。

## 第2章 手数料について

### 1 基本的な考え方

手数料とは、特定の市民のために、住民票の写しや各種証明書の発行などを行った際に、それに必要な費用を市民に負担してもらうもので、使用料と同様に「受益者負担の原則」に基づいています。

この手数料の算定にあたっては、原価の100%を受益者負担とします。その理由は、使用料の場合は、健康の増進や地域活動の推進など、市民生活をより良いものにするを目的に、一定の税金で負担する妥当性がありましたが、手数料を徴収する事務である住民票の写しや各種証明書の発行などは、そのような性質のものではなく、税金で負担する必要性が低いからです。

### 2 原価について

#### (1) 原価の算定

使用料と同様に、サービス提供に要する経費の積み上げにより原価を算定します。

$$1 \text{ 件あたりの原価} = \text{事務処理に要する年間経費} / \text{年間処理件数}$$

なお、事務処理に要する経費（受益者負担経費）については、手数料がその役務の提供のために要する費用を受益者から徴収するものであることから、基本的に人件費・物件費を対象としています。

### 3 手数料の算定

手数料の算定は、「1 基本的な考え方」で述べたように、原則として、原価の100%とします。

ただし、一部の手数料については、この方式によらないほうが適当な場合がありますので、下記の手数料については、別の方式により、算定します。

- ① 全国統一料金のもの  
表をつける。
- ② 府内、北摂等で統一料金のもの  
表をつける。
- ③ 懇談会等の答申により算定しているもの  
表をつける。

### 4 減額・免除

#### ◎ 減額・免除の基準

個々の目的に応じ、免除または減額のいずれかを選択します。

- ア 本市、国または地方公共団体が行政目的に必要なとき
- イ 法令等の規定により無料で取り扱うこととされているとき
- ウ 公的扶助を受けている者及び天災、病気等により負担が困難な者で免除が必要であると認めるとき
- エ その他市長が認めるとき



## 第3章 最後に

### 1 事務の簡素化、効率化

今回の使用料・手数料の見直しにあたっては、原価を基に算定しましたが、市民の負担をできるだけ軽減させるため、原価自体を削減する必要があります。そのためにも、毎年実施しております「行政評価」により、定期的に見直しを行い、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めます。

### 2 市民への説明責任

新料金の適用は、平成22年〇月からを予定していますが、その期日までに、広報誌やホームページ、窓口等での周知に努め、市民に混乱が生じることのないよう配慮します。

また、市民に受益者負担をしていただくからには、「なぜ、これだけの負担が必要であるのか」を、市民にわかりやすく説明する責任があります。この説明責任を果たすために、今回算定した原価や負担割合について、情報ルームやホームページ等で公表するとともに、各窓口・施設においても、原価や負担割合の表を掲示します。

### 3 指定管理者制度導入施設

※ 指定管理者への対応については、今後、さらに検討が必要

### 4 定期的な見直し

受益と負担の公平性、運営改善努力を確保するために、毎年実施する「行政評価」に併せて原価の算出を行い、適正な料金であるかを評価するとともに、その結果を窓口等で公表することとします。

なお、評価は毎年行いますが、料金の改定については、原則として、3年ごとの見直しとします。これは、料金改定を毎年実施することは、利用者に混乱をきたすとともに、改定のための事務負担や費用も別途発生するためです。ただし、著しく原価が変わるなど、特別な事情が生じたときは、その都度見直すこととします。